要　望　書

宿泊税の導入について

令和８年５月７日

那須塩原市観光局宿泊税導入検討委員会
一般社団法人那須塩原市観光局
特定非営利活動法人黒磯観光協会
特定非営利活動法人塩原温泉観光協会
西那須野観光協会
塩原温泉旅館協同組合
板室温泉旅館組合
那須塩原市商工会
西那須野商工会

那須塩原市長　渡辺　美知太郎　様

宿泊税の導入に関する要望書

那須塩原市の豊かな観光資源を次世代へ守り伝える「持続可能な観光」を実現し、将来にわたる安定的な観光地経営の基盤を構築するため、独自の財源として「宿泊税」を早期に導入されるよう、次のとおり強く要望いたします。

那須塩原市観光局宿泊税導入検討委員会　委員長　田代　茂樹

一般社団法人那須塩原市観光局　局長　織田　智富

特定非営利活動法人黒磯観光協会　会長　山口　忠孝

特定非営利活動法人塩原温泉観光協会　会長　君島　将介

西那須野観光協会　会長　八巻　文子

塩原温泉旅館協同組合　理事長　田中　三郎

板室温泉旅館組合　組合長　山口　忠孝

那須塩原市商工会　会長　人見　和夫

西那須野商工会　会長　大倉　太喜生

1. 宿泊税の導入と制度設計の確立
   - 対象:旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく市内の施設の宿泊者を納税義務者とすること。
   - 税率:公平性と分かりやすさ、事務負担軽減の観点から「定額 200 円」とすること。
   - 課税免除:教育的配慮から、12 歳未満の児童及び修学旅行等の参加者（引率者含む）を免除対象とすること。

2. 観光振興に特化した使途の明確化
   - 宿泊税は、基金への積み立てとし、観光振興と地域資源の磨き上げに特化して活用すること。
   - 使途の決定に当たっては、透明性を確保するため、観光事業者を含めた検討委員会を設置し、事業者の意見を反映させる仕組みを構築すること。

3. 特別徴収義務者（宿泊事業者）への支援
   - 導入に伴う事業者の事務負担やシステム改修費用の負担を軽減するため、補助金制度（補助率50%、上限50万円等）を創設すること。
   - 事務手数料として、納期内納入額の2.5%（導入から5年間は3.0%）を交付し、協力体制の構築を図ること。

4. 観光財源活用のスモールモデル構築
   - 木の俣園地駐車場の使用料収入については、一般財源化せず、基金を創設し積み立てること。なお、基金は、園地内の環境保全や施設の維持管理等に充当するとともに、市内の観光振興に資する事業に活用すること。